# 国際法における捕虜:ロシア・ウクライナ戦争をめぐって

国際法学会エキスパート・コメント No. 2023-5

保井健呉(中京大学講師)

脱稿日:2023年4月30日

#### I はじめに

2022 年 2 月 24 日以降、ロシアとウクライナ間の武力紛争は多くの犠牲者を出しながら戦われてきました。戦争において、犠牲となるのは敵対行為に参加しない文民に限られません。ロシア政府が侵略を始めて以降、両国で多数の人々が戦闘員として動員され、戦闘に従事し、その結果として死傷しています。さらに、戦闘員は、戦闘などの結果として死傷することに加えて、敵に捕らえられるリスクをも負っています。こうした、敵に捕らえられた戦闘員には、国際法上どのような保護が与えられるのでしょうか。

国際法、中でも武力紛争を規律する国際人道法の下で敵の権力下に陥った、つまり捕らえられた、戦闘員は「捕虜」という特別な地位におかれます。捕虜は、捕虜を捕らえた国によって抑留されますが、この抑留は敵の戦闘員を処罰するための抑留ではなく、捕虜となった戦闘員が相手側の武力紛争の当事国に合流し、敵対行為を再開することを予防するために行われる安全上の抑留であると位置づけられています。捕虜として抑留される戦闘員は合法な敵対行為の責任を問われない一方で、武力紛争が終了するまでの間期限の定めのない抑留の対象となるほか、抑留の最中においても自国軍隊の階級制度が維持され、また抑留国から労働が課せられるなど、通常の抑留と多くの点で異なる待遇の下におかれます。

捕虜の保護に関する国際法は、条約としては 1949 年のジュネーヴ諸条約の一つである<u>捕</u> <u>虜条約</u>や 1977 年のジュネーヴ諸条約の<u>第一追加議定書</u>の一部の規定などに存在していま す。以下では、これら国際人道法条約の規定も参照しつつ、国際人道法が捕虜に対して与え る保護を概観し、ロシア・ウクライナ戦争における捕虜に関する問題を、特に捕虜となる資 格の観点から確認していきます。

## Ⅱ 国際人道法により捕虜に与えられる保護

武力紛争の当事国の軍隊の構成員である者(宗教要員及び医療要員を除く)は「戦闘員」であり、「敵対する紛争当事者の権力内に陥った」場合に捕虜とされます(第一追加議定書44条1項)。捕虜の地位は、敵の支配下におかれた時点、つまり自由を失った瞬間から、捕虜自身が送還・解放されるまでの間継続します。この間、捕虜の地位にある者にはどのような保護が与えられるのでしょうか。

捕虜は、捕らえられてから後送され、抑留され、解放されるまでの間、抑留国による人道的な保護の対象となります。捕虜は、捕虜への暴行や脅迫、侮蔑的な取り扱い、公衆の好奇心から保護されなければならず、捕虜に対する報復は禁じられています (捕虜条約 13条)。さらに、捕虜は衛生的な場所に抑留され、食糧や水、衣類に加え、適切な医療が与えられなければなりません (捕虜条約 15、22、25-31条)。また、捕虜は差別なく取り扱われなければなりませんが (捕虜条約 16条)、他方で捕虜の性別や傷病の度合い、階級といった個別の事情もまた考慮されなければなりません (捕虜条約 25、29、30、49、109条)。加えて、捕虜には武器等の軍用品を除く個人用品を持つ権利が認められているほか、一定額の金銭収入を持つこともできます (捕虜条約 18、58、59、63-68条)。さらに、自己の宗教上の義務を履行し、個人の趣味を尊重した知的・肉体的活動を行うことが認められています (捕虜条約 34、38条)。

捕虜はまた、安全な場所に抑留されなければなりません。捕虜が捕らえられるのは一般に 戦闘の最前線であることから、捕らえられた捕虜は、原則として戦闘地域から離れた十分な 安全が確保される場所まで後送されなければならず(捕虜条約 19 条)、捕虜収容所を戦場 の近辺に設置することや、捕虜収容所を軍事的に利用することは禁じられています(捕虜条 約 23 条)。

捕虜として抑留されている期間中、捕虜に対しては抑留国からの情報収集の行われる可能性があります。このとき、捕虜には自身の氏名と階級、生年月日と自国から与えられている識別のための番号を答える義務がある一方で、抑留国は捕虜からいかなる種類の情報を得るためにも肉体的または精神的拷問その他の強制を加えてはならず、回答を拒む捕虜に対しては不快なまたは不利益な待遇を与えてはなりません(捕虜条約 17 条)。

さらに、捕虜には外部と一定の関係を維持することが認められており、定期的に家族と通信することができるほか、家族や救済団体からの食糧や被服、医療品などを含む救済品を受け取ることができます(捕虜条約 71-75 条)。また、抑留国は捕虜の移動、解放その他すべての情報を管理する「捕虜情報局」を設置する義務を負っており(捕虜条約 122 条)、武力紛争の第三国に設置される「中央捕虜情報局」¹の仲介の上で、自身の持つ情報を関係国及び近親者に速やかに通知しなければなりません(捕虜条約 123 条)。加えて、抑留国は、国際人道法の履行を監視し、実施を確保することで武力紛争当事国の利益保護を請け負う武力紛争の第三国である利益保護国または赤十字国際委員会に対して、絶対的な軍事的必要により一時的に認められない場合のほか、捕虜収容所への立ち入りを含め、捕虜の身分の状況に関する立会人なしの会見を認めなければなりません(捕虜条約 126 条)。

抑留国は捕虜に対して労働を課すことができますが、その労働は捕虜収容所の管理や営繕、維持に関する労働のほか、軍事的性質または軍事的目的を有しない労働に限定されています(捕虜条約50条)。さらに、捕虜には屈辱的な労働を行わせてはならないほか、捕虜自

2

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 中央捕虜情報局の設置は、1929 年の最初の<u>捕虜条約</u>の 79 条においても規定されていました。第二次世界大戦では、中央捕虜情報局はスイスに設置されています。

身が希望しない限り不健康または危険な労働のために用いてはなりません(捕虜条約52条)。 そして、労働において抑留国は捕虜を抑留国国民と同様の適当な労働条件の下で働かせな ければならず、また労働の対価として公正な賃金を支払わなければなりません(捕虜条約 51、62条)。

捕虜の身分は送還され、解放された場合に終了します。通常、捕虜の身分の終了は、武力 紛争の終了に伴って抑留国に義務づけられる捕虜の送還・解放の場合に生じますが(捕虜条約 118条)、武力紛争の最中においても、武力紛争の当事国間での捕虜交換などによって捕 虜は送還・解放される場合があります。

戦闘員であった捕虜について、捕虜は自身が捕らえられる前に行った合法な敵対行為の責任を、抑留国から問われることはありません<sup>2</sup>。他方で、捕虜は戦争犯罪に該当するような違法な敵対行為を行っていた場合や、捕虜収容所における問題ある行為に対する懲戒などの場合、抑留国の軍隊に適用される規則の範囲で処罰されます (捕虜条約 41 条)。抑留国による処罰においては、抑留国の軍隊に対して適用される規則や手続き、処罰と同様のものが適用され (捕虜条約 84、87、88、99 条)、また十分な防御を行うための権利及び手段が確保されなければなりません (捕虜条約 105、106 条)。

### Ⅲ 捕虜の資格:ロシア・ウクライナ戦争における「捕虜」

一般的に、捕虜の資格は戦闘員の資格を持つ者に認められています。実際の武力紛争が必ずしも国家の正規の軍隊のみによって戦われるわけではないため、正規軍の構成員以外にも捕虜資格の認められる戦闘員が存在しています。そうした戦闘員として、捕虜条約4条A(2)は、正規の軍隊の構成員以外にも、軍隊の構成員ではないが部下に責任を負う一人の者が指揮し、固着の特殊標章を有し、公然と武器を携行し、戦争の法規慣例に従う紛争当事国の民兵隊または義勇隊の構成員に対して、組織的な抵抗運動団体の構成員も含めて捕虜資格を認めています。ほかにも、「占領されていない領域の住民で、敵の接近に当り、正規の軍隊を編成する時日がなく、侵入する軍隊に抵抗するために自発的に武器を執るもの」は、公然と武器を携行し、戦争の法規慣例を尊重する限りにおいて群民兵(Levée en masse)として捕虜の資格が認められています(捕虜条約4条A(6))。なお、これらの戦闘員の類型に当てはまらない敵対行為に参加する者として、文民でありながら敵対行為に直接参加する者3は戦闘員ではなく、捕虜としての地位も認められません4。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 捕虜条約85条は抑留前の行為について捕虜が抑留国から処罰を受ける場合でも、捕虜資格が失われないことを規定しています。しかし、一部の国家は戦争犯罪人や人道に対する罪を犯した者などについて捕虜条約が適用されないとの留保を捕虜条約85条に付しています。

<sup>3</sup> 文民のどのような行為が敵対行為への直接参加に該当するかについて、赤十字国際委員会が<u>解釈指針</u>を示しています。

<sup>4</sup> 第一追加議定書 50 条は捕虜条約及び第一追加議定書上の戦闘員に該当しない者が残余的に文民であることを規定しています。したがって、国内法上軍隊ではない準軍事組織や法執行機関の構成員は、第一追加議定書 43 条 3 項上の通報がない限り、文民の地位におかれます。

また、捕虜制度が交戦国の安全を確保するための抑留の制度であることから、捕虜資格が認められるのは戦闘員に限定されていません。この種の捕虜資格を持つ者には、従軍記者や需品や役務の供給者などといった軍隊の構成員ではないが軍隊に随伴する者や(捕虜条約4条A(4)、武力紛争の当事国の商船の乗組員または民間航空機の乗組員で、国際法の他のいかなる規定からもより有利な待遇を得られない者が含まれています(捕虜条約4条A(5))。他方で、軍隊の構成員であっても、敵対行為に参加しない者で、その任務の性質上捕虜としての資格をもたないものも存在しています。例えば、軍隊の構成員である医療要員や宗教要員は、彼らの任務遂行のために捕虜として捕らえることが認められておらず、捕虜への医療上または宗教上の必要性がある場合にのみ抑留することが認められています(傷病者保護条約28・30条、海上傷病者保護条約37条、捕虜条約33、35条)。ほかにも、敵対する武力紛争の当事国と交渉するために白旗を掲げて派遣される軍使とその随伴者も捕虜とされてはなりません(陸戦法規慣例条約の付属規則32・34条)。これらの者には、医療要員や宗教要員、軍使としての保護が与えられています。

こうした任務上の必要性から捕虜の地位をもたない者がいる一方で、武力紛争において 実際の敵対行為に従事する者の中には、敵対行為に直接参加する文民以外にも捕虜の資格 が認められないものがいます。第一追加議定書は軍隊の構成員であって自国の軍隊の制服 を着用せず諜報活動を行う間諜や、主として私的な利益のために武力紛争を戦うために採 用され、紛争当事国の国民でも軍隊の構成員などでもない傭兵に捕虜となる権利がないこ とを規定しています(第一追加議定書 46、47条)。ほかにも、戦闘員資格を持つ者であっ ても、自己と文民の区別ができない状況において、交戦中または攻撃のための展開の最中に 武器を公然と携行していない場合、その者の戦闘員として捕虜となる資格は否定されます (第一追加議定書 44条 3 項) 5。

武力紛争を背景に捕らえられた者で、捕虜としての地位が疑わしい場合には、権限ある裁判所によってその地位が決定されなくてはならず、決定までの間、その者は捕虜としての保護を享有します(捕虜条約5条)。なお、第一追加議定書75条は、これらの捕虜としての地位が認められない者についても、生命、健康または心身の健全性に対する暴力の禁止や法の一般原則を尊重する公平かつ正規に構成された裁判所の判決なしに刑罰を科すことの禁止などといった最低限の基本的な保障が与えられなければならないことを規定しています。ロシア・ウクライナ戦争においても、双方の正規軍に加えて、様々な集団が戦闘に参加していることから、敵対行為への参加者の捕虜資格の問題が発生します。ロシア側で戦う者については、特にワグネル・グループのような民間軍事会社の構成員の地位が傭兵にあたるかが問題となるでしょう。もっとも、傭兵については第一追加議定書47条2項(d)が「紛争当事者の国民でなく、また、紛争当事者が支配している地域の居住者でないこと」を条件にしていることから、実際のワグネル・グループの構成員の多くが武力紛争の当事国である

4

<sup>5</sup> 第一追加議定書 44 条 4 項は、この場合に捕らえられた者には捕虜と同様の保護が与えられなければない ことを規定しています。

ロシアの国民であるために、第一追加議定書上の傭兵の定義には合致しないといえるでしょう<sup>6</sup>。

ウクライナ側で戦っている者については、ウクライナの抵抗運動の構成員や、外国人義勇兵、2014年のマイダン革命を受けてロシアの支援の下に武装蜂起したウクライナ東部の「親ロシア派」とウクライナ政府との戦いに加わるために設立されたアゾフ連隊のような義勇兵部隊の構成員の地位が問題となります。抵抗運動の構成員については、先に見たように正規の軍隊の構成員でない場合でも、一定の条件を満たす抵抗運動の構成員は戦闘員であり、捕虜資格が認められます。外国人義勇兵の場合は、義勇兵がウクライナの軍隊に加入して戦闘に参加している限り、傭兵の定義にも合致せず捕虜の資格を持つことは明らかであるでしょう。2014年の事態以後設立された義勇兵部隊は、その多くが2022年2月24日までにはウクライナの正規軍や準軍事組織へと編入されたと言われており、ウクライナ軍に編入された組織の構成員は国家の軍隊の構成員として捕虜資格が認められると言えるでしょう。

#### Ⅳ 最後に:ロシア・ウクライナ戦争における捕虜の待遇

国際人道法上の捕虜を保護する枠組みにもかかわらず、実際の武力紛争では捕虜に対して必ずしも十分な保護が与えられてきませんでした。ロシア・ウクライナ戦争においても、ここまで述べてきた捕虜を保護する枠組みに反する、違法な捕虜の取り扱いが行われていることが報告されています。

2023 年 3 月 24 日に国連の人権高等弁務官事務所が、ロシアとウクライナ双方の捕虜の取り扱いの現状を述べる報告書を出しており、この報告書ではロシアに捕らえられた捕虜について、第三者による捕虜への面会が確保されていないことをはじめとして、捕虜の即決処刑、捕虜の人間の盾としての使用、捕虜に対する医療手当の欠如、捕虜への拷問その他の様々な虐待が行われていることなどが述べられています。こうした問題は、ウクライナに捕らえられた捕虜についても、捕虜の即決処刑の存在が確認されていることや、捕虜からの情報収集において強制がみられること、また、捕虜の後送の段階において虐待が行われていることなどが報告されています。さらに、ウクライナの場合には、ドネツク人民共和国やルガンスク人民共和国を自称する領域内の未承認国家の軍隊の構成員を捕らえた際、捕虜というよりは犯罪者として取り扱っていることも報告されています。

国際人道法の枠組みの下で、武力紛争の当事者である国家は、自国の戦闘員が捕らえた捕虜を保護する義務を負っており、いかなる背景があったとしても、国家は捕虜を保護する義務から免れることができません(捕虜条約7条)。武力紛争の当事国であるロシア・ウクライナの双方に、国際人道法を遵守し、捕虜の保護を確保することが求められています。

5

<sup>6</sup> 第一追加議定書以外に傭兵について規定する国際法としては、1989年の「傭兵の募集、活用、資金供与及び訓練に対する国際条約」などがあります。

# 主要参考文献

浅田正彦『国際法 (第5版)』(東信堂、2022年)。

黒崎将広・坂元茂樹・西村弓・石垣友明・森肇志・真山全・酒井啓亘『防衛実務国際法』(弘文堂、2021年)。

藤田久一『新版 国際人道法 再増補)』(有信堂、2003年)。

※なお、ウェブ上の資料はいずれも2023年4月30日が最終閲覧日です。